

新地町週休2日制適用工事試行要領

第Ⅰ編	「週休2日制適用工事」試行要領 (土木工事、港湾漁港工事編)	P. 1
第Ⅱ編	「週休2日制適用工事」試行要領 (建築関係工事編)	P. 4
第Ⅲ編	「週休2日制適用工事」試行要領 (農林土木工事編)	P. 7

【第 I 編】

新地町発注工事における「週休 2 日制適用工事」 試行要領 (土木工事、港湾漁港工事編)

1 趣旨

本試行要領は、新地町が発注する「週休 2 日制適用工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休 2 日

(ア) 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休 2 日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休 2 日”と異なる。

(2) 対象期間

着工日(現場に継続的に常駐した最初の日)から現場完了までの期間をいう。なお、年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

(4) 4 週 8 休以上

(ア) 土木工事の場合

月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、8 日 / 28 日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8 日 / 28 日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。

(イ) 港湾漁港工事の場合

月単位の 4 週 8 休以上とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり 4 週目の金曜日までで終わる 4 週間を 1 期間目とし、5 週目の土曜日から 8 週目の金曜日までで終わる 4 週間を 2 期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日(完成届日)まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

なお、通期の 4 週 8 休以上は適用しない。

(5) 発注者指定型

発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休 2 日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を週休 2 日の対象とする。

なお、災害復旧工事等の週休 2 日対象外工事であっても、受注者が週休 2 日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることが出来る。

4 工事費の補正

(1) 各経費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

(2) 市場単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

(3) 標準単価

週休2日の補正係数を乗じるものとする。

5 発注者指定型

発注者指定型は、すべての工種を対象とする。

6 受注者の取組内容

(1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

(イ) 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(2) 受注者は対象期間中、工事現場に週休2日制適用工事であることを記載した掲示板を設置する。

(3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

(ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）

なお、原則、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）や勤務の状況がわかる書類は、別紙の現場稼働状況調査票と現場稼働実績集計表を提出することとし、それ以外の書類を提出する場合は、受発注者協議とする。

(6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

7 発注者の取組内容

(1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。

(2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

当初積算時に、月単位または通期の「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

4週8休相当を確保できなかった場合は、補正なしとし、当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

週休2日制適用工事である旨等の明示を入札公告（入札通知書または見積依頼書）および特記仕様書等に記載するものとする。

9 実施証明書

発注者は、週休2日制適用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、新地町工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

この試行要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

11 附則

この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。

附則

この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。

附則

この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附則

この試行要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

【第Ⅱ編】

建築関係工事における「週休2日制適用工事」試行要領 (建築関係工事編)

1 目的

本試行要領は、新地町が発注及び受託する建築関係工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日制適用工事を実施することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

②通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

(2) 週休2日制適用工事

月単位または通期で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。

なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

①月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く、新地町が発注及び受託する全ての建築関係工事を週休2日の対象とする。

なお、週休2日対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受

発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

4 発注方式

発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。

5 積算方法等

- (1) 週休2日制適用工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。

4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

①月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.04

②通期の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.02

(2) 積算及び変更方法

当初の予定価格から、月単位の4週8休以上を前提に①により労務費を補正して工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が月単位の4週8休に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 受注者の取組内容

- (1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

(イ) 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に週休2日制適用工事であることを記載した掲示板を設置する。

- (3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

- (4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

- (5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

(ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）

なお、原則、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）や勤務の状況がわかる書類は、別紙の現場稼働状況調査票と現場稼働実績集計表を提出することとし、それ以外の書類を提出する場合は、受発注者協議とする。

- (6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。

(2)発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

8 実施証明書

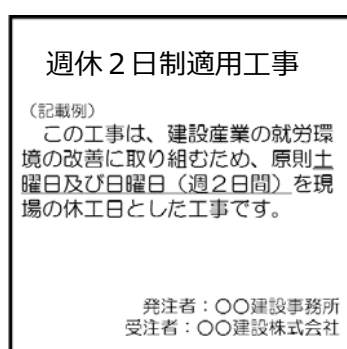
発注者は、週休2日制適用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、4週8休以上を達成した場合、新地町工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

9 その他

(1) 週休2日制適用工事の見える化

仮囲い等に週休2日制適用工事である旨を明示する。

掲示板のレイアウトは下記の例による。



※縦横1m程度とする
現場の状況に応じて大きさは変更可
※受注者は工事現場の見やすい位置に
PR看板を設置するものとする
※下線部は現場状況に応じて適宜変更する

(2) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日制適用工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この試行要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

【第Ⅲ編】

新地町発注工事における「週休2日制適用工事」試行要領（農林土木工事編）

1 趣旨

本試行要領は、新地町が実施する「週休2日制適用工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする”完全週休2日”と異なる。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

$$\div \left(\begin{array}{l} \text{（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間} \\ \text{－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間} \\ \text{－工事全体を一時中止している期間} \\ \text{－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）} \end{array} \right)$$

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間
他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間
一時・一部中止期間 等

(5) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

新地町が発注する全ての農林土木工事を対象とする。ただし、災害復旧など工期に制約等がある工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事を除く。

なお、災害復旧工事等の工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることができる。

4 工事費の補正

(1) 各経費

週休2日の実施による工事費については、各経費に表1～表2の補正係数を乗じるものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。

【農業農村整備事業】

表1. 農業農村整備事業における各経費の補正係数

	4週8休以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.05

【森林整備保全事業】

表2. 森林整備保全事業における各経費の補正係数

	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

(2) 市場単価

週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式) 週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表3によるものとする。

表3. 市場単価における週休2日の補正係数

名称	区分	4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工(横断・転落防護柵)	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01
	設置	1.00

防護柵設置工(ガードパイプ)	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03

(3) 標準単価

週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式) 週休2日補正後の標準単価 = 標準単価 × 週休2日の補正係数
週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は表4によるものとする。

表4. 標準単価における週休2日の補正係数

名称	区分	4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

5 発注者指定型

3に当てはまる工事については、すべての工種を発注者指定型とする。

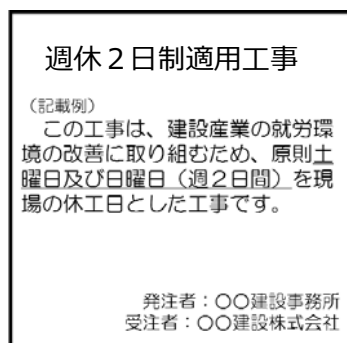
6 受注者の取組内容

- (1) 週休2日に取り組む受注者(以下「受注者」という)は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
- (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日の取組内容に応じた休日確保し、工程表に現場閉所日を明記する。
- (イ) 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に週休2日制適用工事であることを記載した掲示板を設置する。

掲示板のレイアウトは下記の例による。

- (3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場



※縦横1m程度とする
現場の状況に応じて大きさは変更可
※受注者は工事現場の見やすい位置に
PR看板を設置するものとする
※下線部は現場状況に応じて適宜変更
する

合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

- (4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況(現場閉所実績)を記入し、発注者の確認を受ける。
- (5) 受注者は竣工書類の提出までに、工事現場の労働者(下請企業を含む)の休日取得状況(現場閉所実績)や勤務の状況がわかる書類(出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等)を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

なお、原則、工事現場の労働者(下請企業を含む)の休日取得状況(現場閉所実績)や勤務の状況がわかる書類は、別紙の現場稼働状況調査票と現場稼働実績集計表を提出することとし、それ以外の書類を提出する場合は、受発注者協議とする。

- (6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。(ウィークリースタンスの推進)

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

- (ア) 掲示板の設置費用については、農林土木事業原単価表の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
- (イ) 当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

「4週8休以上」の現場閉所率を確保できなかった場合は、「補正なし」とし、当初積算時の補正を減額する。

(3) 特記仕様書

特記仕様書に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 週休2日制適用工事

- 1 本工事は『新地町発注工事における「週休2日制適用工事」試行要領（農林土木工事編）』の対象工事である。
 - 2 受注者は要領に定める事項について遵守しなければならない。
 - 3 本工事の発注方式は発注者指定型である。
- ※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。

9 実施証明書

発注者は、週休2日制適用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、新地町発注工事における福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

この試行要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

11 附則

- この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。
この試行要領は、令和6年6月1日以降に起工する工事から適用する。
この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。
この試行要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。